

令和 8 年度

北部第一配水池水位計取替工事

特記仕様書

第1章 総 則

第1条 適用範囲

1. この仕様書は、北部第一配水池水位計取替工事に適用する特記仕様とする。
2. この仕様書に定めのない事項は、鹿児島県土木部土木工事等共通仕様書及び、日本水道協会水道工事標準仕様書及び建設大臣官房庁営繕部制定「建築工事共通仕様書」等による。
3. この仕様書は、共通仕様書および標準仕様書に優先する。
4. 工期は、令和9年1月18日限りとする。
5. この工事は、前払金を40%以内の範囲で支払うことができる。

第2条 設計書・仕様書および図面

本工事の設計書・仕様書について、疑義を生じたる場合は入札前に解決するものとし、入札後は係員の解釈による。

仕様書・設計図面に明示されていない事項で、技術上または施工上当然必要と認められる軽微なものは、係員の指示に従わなければならない。なお、諸経費率については、直接工事費計の19.0%以内を採用している。

第3条 材料の使用及び検収

材料の仕様は、「第2章材料」に示す通りとし、材料を現場搬入後は、材料検収願いを提出して係員の検査を受け合格品のみ使用するものとする。

第4条 工事現場管理

1. 工事用の材料機器は、交通の妨害、その他公衆に迷惑とならない様に常に整理しておかななければならない。
2. 作業に当たっては、「道路交通法」・「労働安全衛生法」等関係法規を遵守して事故防止に務めなければならない。
道路占用許可及び道路使用許可等の条件があるときは、関係官庁の指示に従わなければならない。
3. 工事施工に先立ち、現場付近の居住者に対して係員と協議のうえ、工事施工の方法、作業時間等について説明を行ない充分協力を得られる様に務めなければならない。

第5条 工事の検査

工事の検査は出来高検査及び完成検査とし、日時を定めて立会の上、行なわなければならない。

完成検査については、係員の指示により、機器の機能検査及び通水試験を行ない手直し改造等を要する場合は、係員立会のうえ速やかに施工し、再検査を受けなければならない。

第6条 引き渡し及び所有権の移転

引き渡しは、完成検査に合格して竣工図の作成・完成精算書を提出して承認を受けて完了するものとする。

第7条 竣工図の提出

水位計の竣工図（実測図）を作成し、細部の詳細図を提出すること。

第8条 現場代理人の兼任

1. 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（１）から（５）の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。
 - （１） 兼任できる工事は３件までとし、それぞれの工事の当初請負金額が4,500万円未満であること
※設計変更により、兼任するそれぞれの工事の請負金額が4,500万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。（現場代理人の負担軽減措置）なお、その場合は、「現場代理人等選任（変更）通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと
 - （２） 受注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取れること
 - （３） 兼任する工事は、概ね１時間以内で移動できる範囲
 - （４） 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
 - （５） 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、１日１回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること
 - （６） 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

第9条 電子納品

1. 本工事は、電子納品の対象とする。電子納品とは南九州市ホームページ掲載の「南九州市電子納品の手引き（案）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。
2. 電子納品の運用にあたっては「南九州市電子納品の手引き（案）」に基づいておこなうものとする。

第2章 材 料

第1条 材料の規格

使用材料は、すべて日本産業規格（JIS）・日本水道協会規格（JWWA）等に適合するものとし、表示のないものは係員の指示によるものとする。水位計及び収納盤の規格は下記のとおりとする。

- 1 水位計
測定方式：投込圧力式
測定範囲：0～5m
- 2 水位計収納盤
SUS製 W500×H600×D500 程度

第2条 材料の検査

係員の指示により工事用材料の規格証明書を求められた場合は、これに従わなければならない。

材料検査に際して、請負人は、これに立会い、不合格品は、ただちに現場より搬出しなければならない。

第3条 材 料

材料納入に先立ち承認図によって、メーカー・製品について係員の承認を得て、かつ発注予定先一覧表を提出しなければならない。ボルトナット（SUS）・パッキンを含む。

第4条 その他

1. 請負者は、係員の指示により内訳書の提出を求められた場合は、これに従わなければならない。
2. 完成書類に本工事における使用製品の保証書を添付すること。